

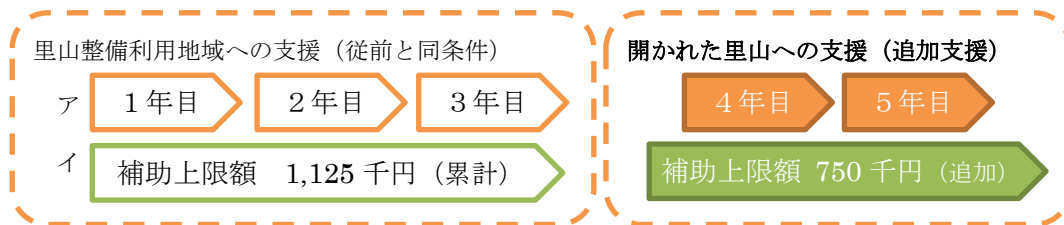
開かれた里山の整備・利用推進事業（第4期森林税事業）について

1 事業内容

里山整備利用地域に認定された地域の活動（調査・計画策定、研修会の開催等）や資機材の購入等を支援する。また、より多くの県民が、気軽に、里山に親しめるように取り組む地域を「開かれた里山」として承認し、それらの地域には支援年数及び補助上限額を追加する。

※ 第3期森林税の「里山の整備・利用事業」において、限度期間である3か年の事業を実施済の里山整備利用推進協議会においても、新たに「開かれた里山」の整備計画を作成し承認を受けることで、2年間の追加支援を受けられる。

※ 地域振興局長が「開かれた里山」整備計画を承認する際は、「みんなで支える森林づくり地域会議」に議題として提出・意見聴取し、その意見を参考に計画承認する。



事業区分	補助率
(1) 県民協働による里山の整理・利用事業	
ア 里山整備利用地域活動推進事業 県民が広く親しめる「開かれた里山」の仕組みづくり（研修会の開催等）及び整備・利活用に向けた合意形成（森林所有者の同意取得）への支援	10/10
イ 里山資源利活用促進事業 里山の自立的な整備・利活用に向けた条件整備（チェーンソー、薪割機等の物品購入など）	3/4

2 「開かれた里山」整備・利用計画承認の流れ

